



令和 7 年 8 月 5 日

東大阪市長 野田義和 様

東大阪市特別職の議員報酬等審議会

会長 辰田 昌弘

市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について（答申）

令和 7 年 2 月 5 日付け東大阪行職第 1 0 7 2 6 号で諮問のあった市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について、本審議会は、市民各層の代表としての自覚と責任のもと、公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおりの結論に達したので答申します。

第 1 結論

1 市議会議員の議員報酬額

市議会議員の議員報酬額については、現行額に据え置くことが相当と判断する。

	現行	答申
議長	720,000 円	720,000 円
副議長	666,000 円	666,000 円
議員	630,000 円	630,000 円

2 市長及び副市長の給料額

市長及び副市長の給料額については、現行額に据え置くことが相当と判断する。

	現行	答申
市長	1,030,000 円	1,030,000 円
副市長	870,000 円	870,000 円

第2 審議の経過

本審議会は、令和7年2月5日、市長から「市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について」諮問を受け、併せて「市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当のあり方について」も意見を求められた。

本審議会においては、4回にわたり会議を開催し、社会経済情勢の変動、東大阪市の財政状況、類似団体との比較均衡、一般職職員の給与改定の状況、市議会の活動状況等を踏まえ、総合的かつ客観的に検討し、慎重に審議を行った。

本審議会における令和5年答申時の審議以降、類似団体との比較均衡等に大きな変化はないものの、今般の物価高や民間企業の賃上げの動きを考慮すれば、市長及び副市長の給料額についても引き上げを行い、東大阪市としても賃上げの機運を醸成していく必要があるという意見があったが、その一方で、市民感情についても十分考慮する必要があると慎重に判断すべきとの意見もあった。その上で、市内中小企業労働者の賃上げが必ずしも十分に進捗しているとはいいがたい現況に鑑み、市長及び副市長の給料額については現状維持とし、今後改めて民間企業の賃上げの動向を見極めた上で、判断していくべきとの結論に達した。

市議会議員の議員報酬額についても、市長及び副市長の給料額と同様に考えられるところ、議会議員は非常勤であり、給料に比べていわゆる生活給たる性格が弱いことから、議員報酬額を引き上げる特段の理由は見当たらず、現状維持が相当との意見で一致した。ただし、市長及び副市長と同じく、今後改めて民間企業の賃上げの動向を見極めた上で、判断していくべきではないかとの意見もあった。

第3 市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当のあり方に関する意見

東大阪市では、過去には、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当は、一般職の支給月数の改定に準じて改定を行っていたが、一般職の引上

げ改定を実施する際に、諸般の事情により、市議会議員や市長、副市長を始めとする特別職は据え置きとした年度があったことから、現状では差異が生じており、尚かつ長年据え置きの状態が続いている。

過去、令和２年及び令和５年に本審議会において意見しているが、あらためて審議したところ、一般職の改定と連動して改定していく枠組みについては現状問題なく、「一般職と連動した改定を行うことを基本とする考え方に問題はなく、合理性がある。」とした令和５年１月２３日本審議会意見から考え方を変更すべき点は見当たらず、新たに追加すべき特段の意見はないとの結論に至った。

なお、条例に定められた本審議会の担任事務からも、これら特別職の職員の適切な支給月数、あるいは一般職の支給月数と差があることの是非について本審議会で判断するものではなく、基本的な考え方に関する意見にとどまるが、現行の支給月数に明確な根拠がない中で一般職と同様の支給月数に合わせるのであれば、その根拠が必要と考える。また、一般職と同様の支給月数に合わせるとした場合でも、一般職のみに支給される勤勉手当を含んだ支給月数とすることが妥当であるのかという課題があることや、審議の中では、明瞭な報酬体系という意味での年俸制の導入の議論があったことを申し添える。

東大阪市特別職の議員報酬等審議会 委員

川 上 佳 子

阪 上 義 治

辰 田 昌 弘

野 老 さ や 香

目 黒 充 明

山 野 忠

吉 川 正 史

(五十音順)